

現 状

特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドライン*において、下表の手順のとおり実施

*「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」（令和2年4月23日付事務連絡）

第1段階
(**国との協議**が必要)

法第24条第9項に基づき、**業種や類型ごとに**協力要請

都道府県対策本部長

第2段階
(**国との協議**が必要)

法第45条第2項に基づき、**個別の施設管理者等に**要請し、
法第45条第4項に基づき、
個別の施設名を公表

特定都道府県知事

第3段階
(**国との協議**が必要)

法第45条第3項に基づき、**個別の施設管理者等に**指示し、
法第45条第4項に基づき、
個別の施設名を公表 **罰則なし**

休業要請の経緯

本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、下表のとおり休業要請を実施

時 期	内 容
R2.4.15	<u>法第24条第9項</u> に基づく施設の使用制限等の 協力要請
R2.4.27, 28	<u>法第45条第2項</u> に基づく施設の使用停止（休業）を 要請 し、店名を 公表 （7店舗）
R2.5.1	<u>法第45条第3項</u> に基づく施設の使用停止（休業）を 指示 し、店名を 公表 （3店舗）
R2.5.2～	3店舗が営業を継続 5/4に1店舗が休業し、 2店舗が営業継続

支障（“より強い”要請と根拠の明確化）

法第45条第2項に基づく要請は、
法第24条第9項に基づく協力要請が前提とされているが、

法第24条第9項

都道府県対策本部長による
一般的な協力要請

法第45条第2項

特定都道府県知事による
政令の定める多数の者が利用する施設等
に対する範囲を限定した要請

第32条に基づく緊急事態宣言が出されているとき
のみ要請可能

本来は異なるものである

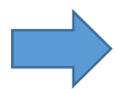
法第24条第9項に基づく要請は一般的な「必要な協力の要請」である。
緊急事態宣言下においては、特定都道府県知事が緊急事態措置として、
法第45条に基づく“より強い”要請を行うべき。

（要請を受ける事業者側も要請の法的根拠がわかりやすい。）

支障（迅速性の確保）

パチンコ店は店舗数が限定される業種であったため、法第45条第2項に基づく個別店舗への要請が可能であった。

23
しかし、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種（例えば接待を伴う飲食店等）に対して法第45条第2項の要請を行うこととなると、**相当数の個別店舗の営業確認等にかかなりの時間を要するなど迅速な対応が困難**



そのためにも、法第45条に基づいて、
まずは業界に対して、「迅速に強い要請」を行うべき

支障（機動力の確保）

事前協議

外出自粛の範囲や休業要請の対象業種・実施機関等について、休業要請の文面や事務手続きの内容等に関する協議を実施



現状、休業要請を行う際などに事前協議を行う必要があり、**最長で1日程度の時間**を要する

緊急事態宣言以降、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議ごと（第8回から第19回）に計12回、その他休業要請を行う際などに休業要請の文面や事務手続きの内容について、随時、電話・メールにより事務的な協議や打合せを実施



事前協議に手間や時間がかかり、**機動的な対応が困難に**

支障（実効性の担保）

さらに、同法第45条第3項に基づく施設の使用停止（休業）の指示を行ったものの、結局、2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。

25 休業指示（法的義務）に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題

求める措置

- 特定都道府県知事として、法第45条の中で、
業種や類型ごとの要請
個別の施設管理者等に対する要請
それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと
- 法第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表等について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること
- 法第45条第3項の休業指示（法的義務）に対する実効性を高めるために、
必要な法整備（罰則適用など）を行うこと

第1段階

国との事前協議廃止

法第45条に基づき、
業種や類型ごとに要請

第2段階

国との事前協議廃止

法第45条第2項及び第4項に基づき、
個別の施設管理者等に要請し、
個別の施設名を公表

第3段階

国との事前協議廃止

法第45条第3項及び第4項に基づき、
個別の施設管理者等に指示し、
個別の施設名を公表
指示に応じない場合は罰則等適用

特定都道府県知事

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(参考) 関係法令等

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 **特定都道府県知事は**、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、**当該特定都道府県の住民に対し**、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除き**みだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと**その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に**必要な協力を要請することができる。**

2 **特定都道府県知事は**、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、**学校、社会福祉施設**（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、**興行場**（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）**その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者**又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）**に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止**又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう**要請することができる。**

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、**特定都道府県知事は**、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、**当該施設管理者等に対し**、当該要請に係る措置を講ずべきことを**指示することができる。**

4 **特定都道府県知事は**、**第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは**、遅滞なく、その旨を**公表しなければならない。**

(参考) 関係法令等

【新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令】

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

(参考) 関係法令等

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】

令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

3) 施設の使用制限等

特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

【地方自治法】

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。



新型コロナウイルス感染症対策について、地域の実情に応じて、各自治体が機動的かつ効果的な対策を行うためには、以下のような課題を早期に解決する必要がある。

提案項目	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等
<p>兵庫県提案事項 ①関係</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請の運用の柔軟化</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に基づく協力要請について、特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設以外に対しては、施設の使用制限・停止に係る要請はできないものとされるとともに、当該協力の要請は業種・類型ごとに行うこととされているが、このような限定的な解釈をせず、基本的対処方針に基づきつつ、都道府県知事が地域の実情に応じて、都道府県対策本部長として必要な協力の要請を行えるようすべきである。</p>	<p>・特措法第24条第9項に基づく協力の要請について、施設の使用制限・停止に係る要請については、特措法政令第11条第1項各号に掲げる施設(同法第45条第2項に基づく要請の対象施設)とされている。また、同項に基づく協力の要請は、業種や類型ごとに行うこととされ、それに正当な理由がなく応じない場合に個別の施設の管理者に対して、同法第45条第2項に基づく要請をすることとされている。</p> <p>・この結果、都道府県をまたいだ人の移動を抑制するために、全国に緊急事態宣言を発したにも関わらず、ホテル・旅館(集会施設を除く部分)や観光地の駐車場などに対して、施設の使用停止を要請することはできないこととされた。(なお、ホテル・旅館については、旅館業法第5条の規定においても、宿泊を拒むことができる対象を限定しており、感染のまん延を防ぐ目的では宿泊の拒否ができない。)</p> <p>・また、緊急事態宣言解除後は、特措法第45条第2項に基づく要請ができないため、要請に協力しない事業者に対して個別に要請を行うことができない。</p>	<p>地域の実情に応じた、施設の使用制限要請によって、効果的な感染予防策を講じることが可能となる。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第24条第9項 ・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法施行令第11条第1項 ・「緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について」(令和2年4月10日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知) ・「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」(令和2年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)</p>

提案項目	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等
<p>兵庫県提案事項 ②関連</p> <p>2 使用制限要請等における国との事前協議の廃止</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に基づく協力の要請について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針により、特措法第45条第2項の要請、同条第3項に基づく指示だけでなく、同法第24条第9項に基づく協力の要請を行う場合にも、国への事前協議が義務付けられている。 ・ある都道府県では、県民等に対する協力要請等の内容の対応を決定した後に、国の留意事項を示す事務連絡等が示され、当該事務連絡等と整合性をとるために都道府県の協力要請等の内容を修正したことがあった。 ・このような手続きは、地方自治法が定める関与の法定主義や関与の基本原則の観点からも見直す必要がある。 	<p>都道府県知事による機動的かつ効果的な権限行使ができるようする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法 特措法第24条第9項 ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<p>兵庫県提案事項 ③関連</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請・指示の実効性を確保するための法整備</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づく要請・指示の実効性を高めるため、指示に従わない場合の罰則を規定するほか、以下の規定を設けること</p> <p>①要請・指示を的確に行うために必要となる情報の都道府県への集約</p> <p>②施設の使用制限・停止に係る要請・指示の実施を支援するための事業者への補償・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法では、まん延防止のために都道府県知事は、施設の使用制限・停止を要請することができるが、そのための患者情報は、感染症法に基づき、保健所設置市から国に報告されるため、都道府県知事が要請を行う際の基礎となる必要な情報が、適時適切に集約されない。 ・また、特措法に基づく施設の使用制限・停止の要請は、事業活動に内在する社会的制約と解されることから、公的な補償が規定されていないが、今回のコロナ禍における要請は、 <ul style="list-style-type: none"> ①最大で1か月間にもわたる長期の要請であったこと ②まん延防止のために幅広い施設に対して、いわば予防的に施設の使用停止の要請が行われたことから、協力金の交付を行わない施設の使用停止の要請で支障が生ずる事例が数多く見られた。 (なお、同様の課題は、感染症法第15条に基づく疫学調査や同法第44条の3第22項による自宅待機に際しても生じている) 	<p>使用制限要請の対象施設に対する財政支援を行い、要請の実効性向上を行うことで、長年にわたる感染拡大防止と経済社会活動の両立を図ることが可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項、第45条第2項

「国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃」について

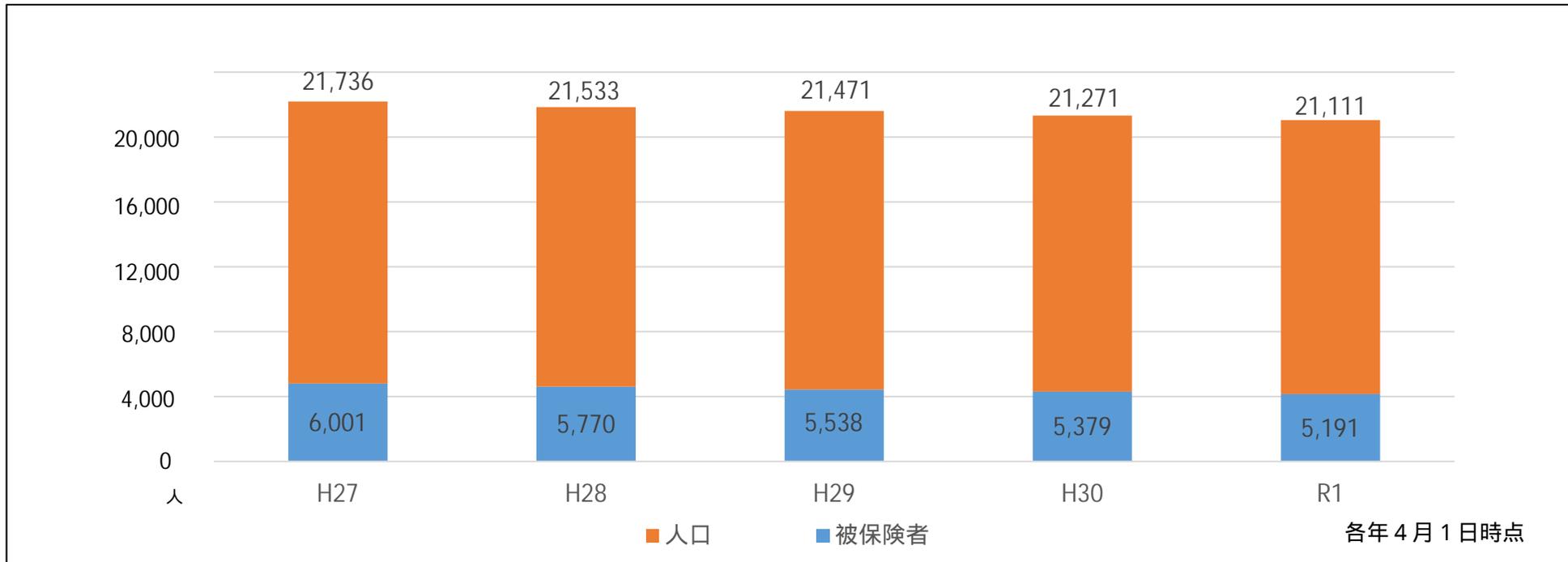
砥部町保険健康課



四国
えひめ
砥部

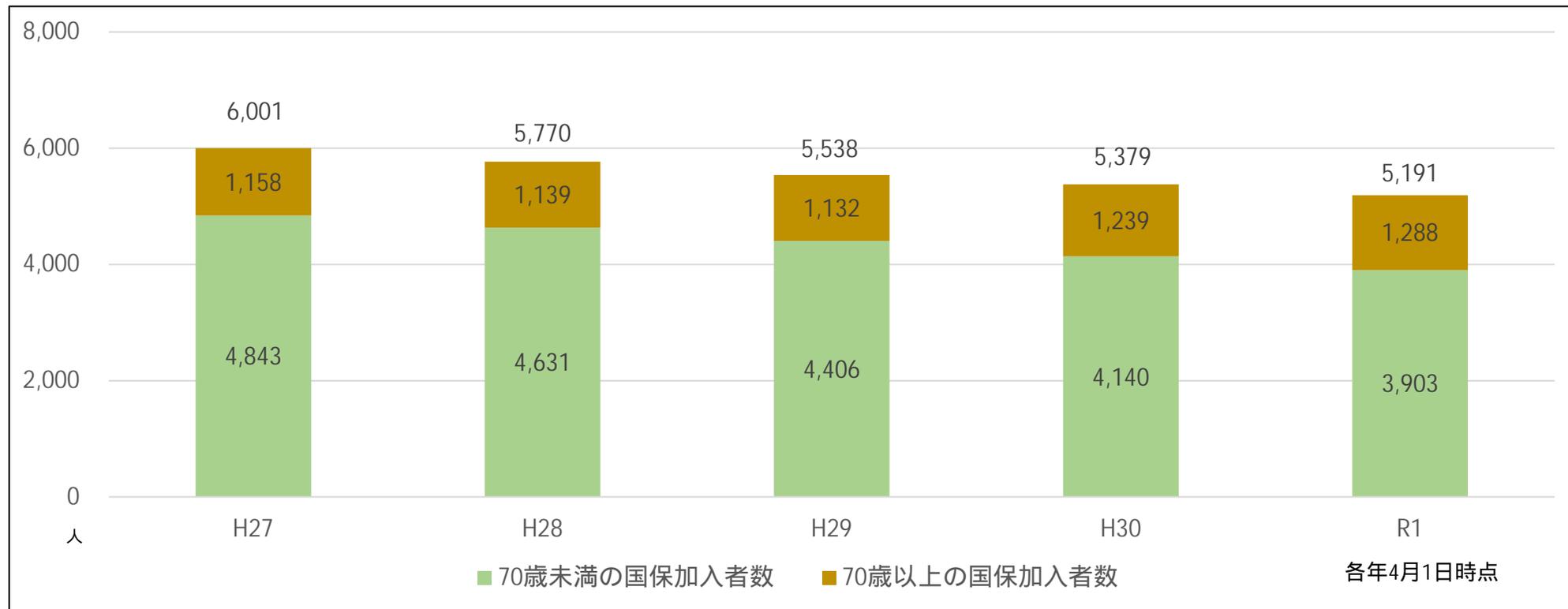
砥部町の人口及び国保被保険者数の推移

砥部町の総人口は、昭和40年代から平成7年頃までは人口が大きく増加し、その後増加率は緩やかになったものの、平成17年まで増加が続き、人口22,424人のピークを迎えたが、減少に転じ令和元年度現在で21,111人となっている。
また、令和元年の国民健康保険被保険者は、人口21,111人のうち5,191人が加入しており全体の約24.5%と概ね4分の1が加入し、近年同程度で推移している。



砥部町の人口及び国保被保険者数の推移

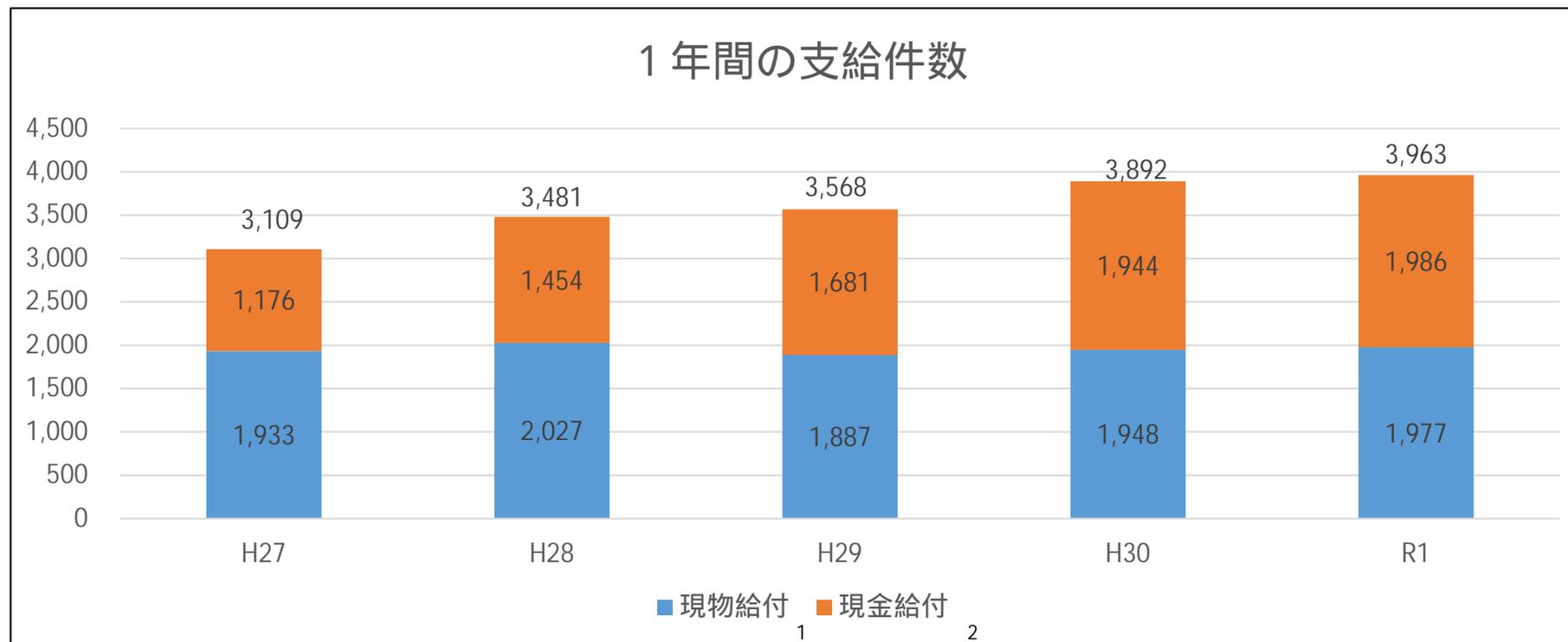
国民健康保険被保険者5,191人の内、70歳未満の被保険者は、3,903人と全体の75%を占める割合となっており、大半の被保険者が70歳未満となっている。



高額療養費の支給事務の現状

高額療養費の手続きは、世帯主が保険者（砥部町）へ申請を行い、保険者が払い戻しを行う必要がある。また、その際、申請を促すために保険者が世帯主へ申請勧奨をしている。

令和元年度の支給件数は3,963件で、そのうち、現金支給が1,986件（50.1%）と約半数が窓口での申請による現金給付となっている。高額療養費全体の支給件数のうち、現金給付にかかる割合が年々増加しており、事務の増加につながっている。

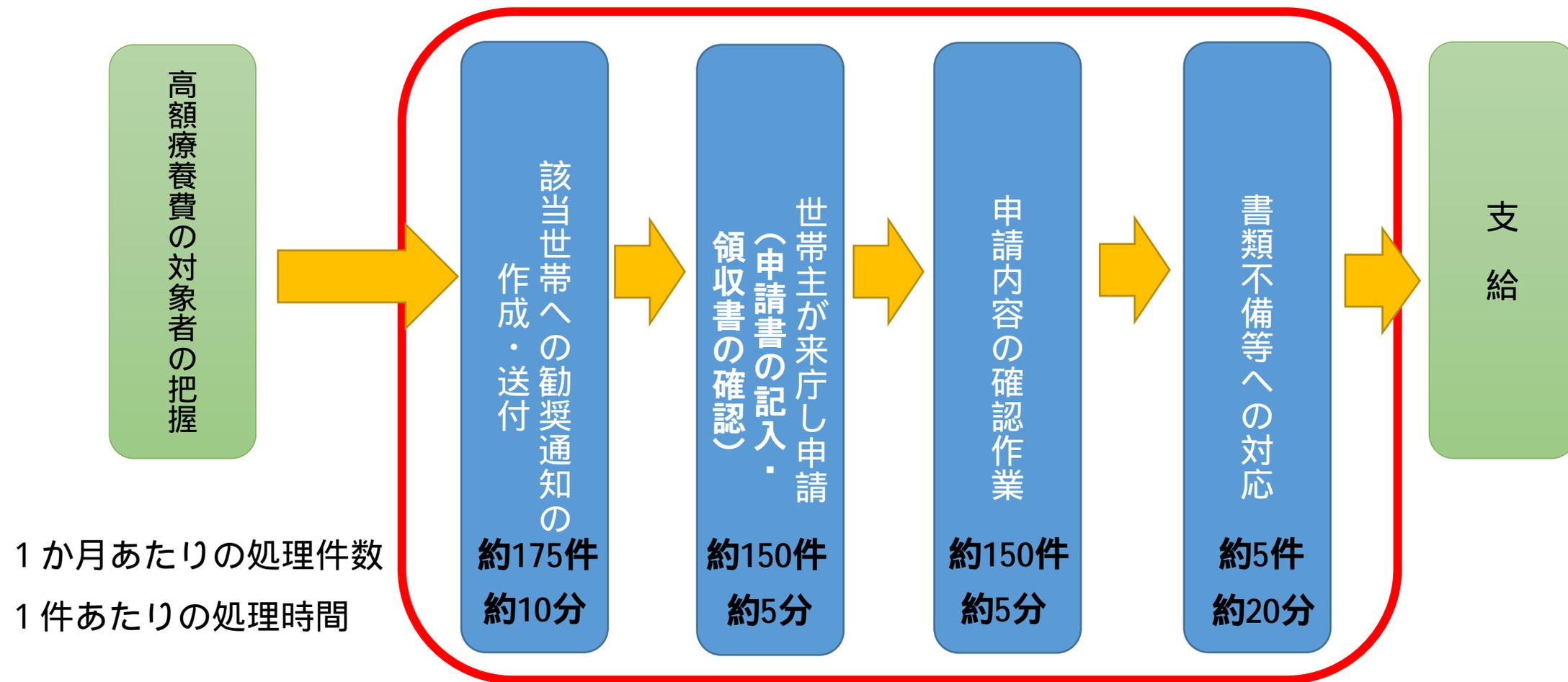


1
同一医療機関において、1か月の自己負担額が限度額を上回った場合、「限度額適用認定証」を提示することにより、限度額を上回った額について、被保険者に代わり、保険者から医療機関へ支払うもの

2
複数の医療機関において、1か月の自己負担合計額が限度額を上回った場合、その上回った額について世帯主へ高額療養費として支払うもの

高額療養費の支給事務の流れ

砥部町の1か月あたりの高額療養費の支給事務の流れは下記のとおり
事務の簡素化が実現した場合、赤枠部分の業務が省略される（初回のみ申請が必要）



(参考) 後期高齢者医療制度の高額療養費支給事務の流れ

後期高齢者医療広域連合における高額療養費の支給事務の流れは下記のとおり
(初回のみ申請が必要)



具体的な支障事例

- 1 平成28年度の提案により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については市町村の判断で簡素化してよいとされたが、国民健康保険の加入者は圧倒的に70歳未満の加入者が多く、全被保険者のうち、75%程度にものぼる。そのため、70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じる。

具体的には、次のとおりの事務処理を行ったのちに高額療養費の支給処理となるため、事務量が大幅に増加してしまう。

高額療養費支給対象世帯に70歳未満の加入者がいないかどうかの確認

70歳未満の国保加入者が新たに加入した世帯について簡素化の対象とならなくなった旨の通知

70歳未満の国保加入者のみの世帯に対する高額療養費の申請勧奨

- 2 また、70歳未満の世帯主に対し高額療養費の支給対象となる都度申請を求めることは、世帯主に対し負担を強いるものとなっている。

提案内容

高額療養費支給事務の手続きについて、年齢制限を撤廃し、事務を簡素化できるようにする。

現在70～74歳の被保険者のみの世帯について、高額療養費の支給申請手続きを初回申請のみでよいとしているが、これについて全年齢を簡素化の対象とする。

提案により見込まれる効果

- 1 申請に係る住民の負担軽減
- 2 申請勧奨事務及び受付事務の減少に伴う事務効率化と経費削減
- 3 住民サービスの不公平感の払拭





791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

<http://www.town.tobe.ehime.jp/>



あそびべ、とべ。

ご清聴ありがとうございました。



四国 | えひめ
砥部
T O B E

地方行政計画策定の 義務付け・努力義務・できる 規定の見直しについて

令和2年7月

福島県

1-1 地方行政計画策定をとりまく状況①

◆地方分権改革の推進に向けた研究会での有識者意見

※全国知事会内部に設置されている。これまで2回開催(R1.12、R2.2)

- ① 2000 年以降に行政計画を定めるよう求める規定がつけられている。中には義務規定ではなく、努力義務とか、「できる規定」もあるが、先ほどもお話があったように、計画の策定が補助金の交付の前提になっていたり、国が計画を作っている自治体と作っていない自治体を調査して一覧にして、作っていないところは何か消極的だというイメージ戦略で圧力がかかったりする。実質的な義務付け、私は「柔らかな方法による統制」だと言っている
- ② 要は政府が地方を支配する時に、法律でこうやいなさいと義務で書くのではなく、計画を作りなさいとってその計画を自ら作らせることをして、さらにそれを努力義務などとして財政的インセンティブを、場合によっては付したり、そうやって誘導しようとするように手法を転換したということだと思う。
- ③ 最近現場が色々混乱するのは、廃棄物処理の計画があるが、それが今度、食品ロスの計画を作れという。中身が一緒なのだが、それを別に作れという。こういうものがざらにあり、環境系が結構、最近急にこういう計画を作りたいがる。(中略)そのような計画づくりはむしろ地方に任せたらよいのではないか。少なくとも同じ領域のものを幾つも作らせる、(中略)それが実は現場のいらぬ手間を増やしているということにもなっている。

※ 議事概要から委員の発言を抜粋。下線・太字は資料作成者。

1-1 地方行政計画策定をとりまく状況②

◆ 第76回九都県市首脳会議(R1.11.6)における議論

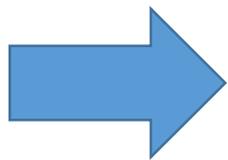
“内容に応じて複数の法定計画についてまとめて1つの計画として策定することで対応”

→しかし、毎年、計画策定の努力義務等が増えており対応に苦慮している

※

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の知事または市長により構成

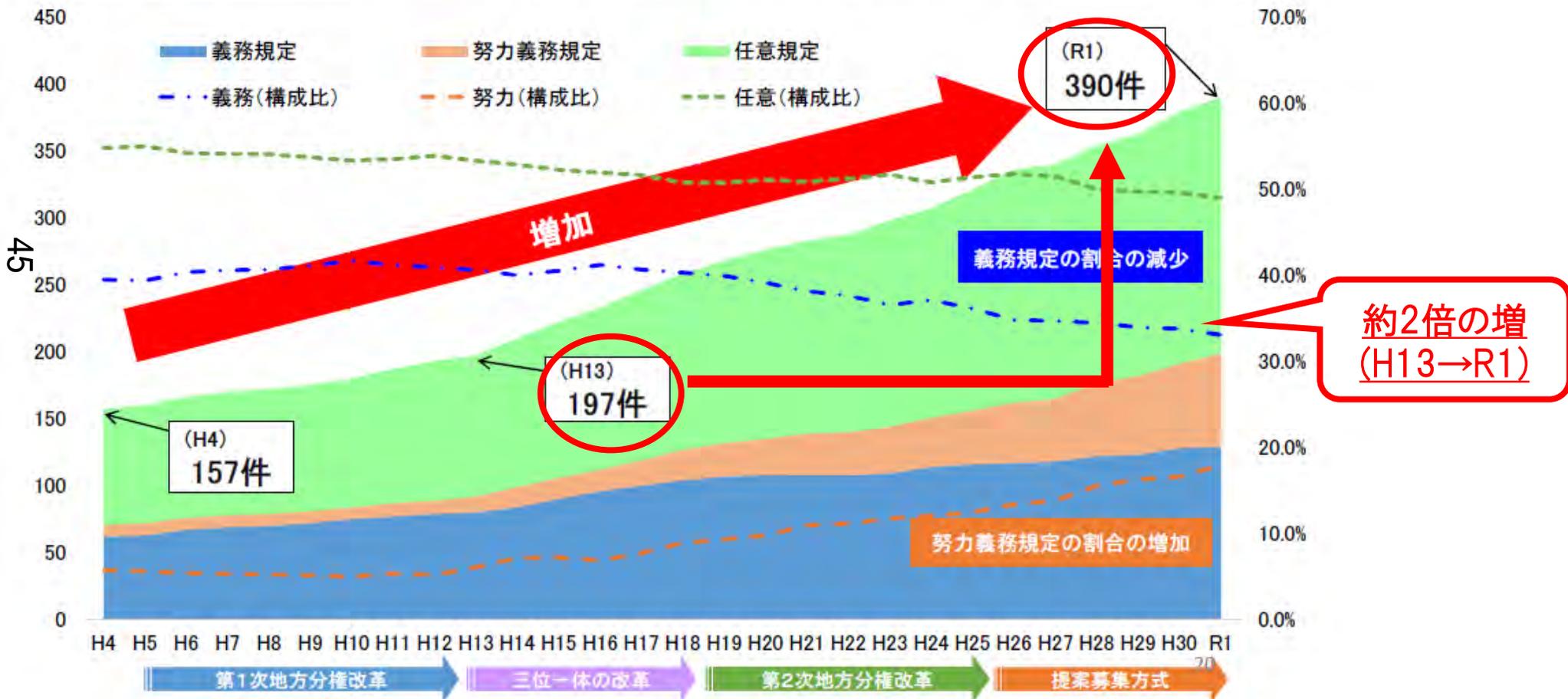
※ 川崎市「増加する法律での計画策定の努力義務等への対応の検討について」における資料中の記載。



1-1①、②より、計画策定について、さまざまな意見があり、見直しがを求める声が出ている。

1-2 地方行政計画策定数について①

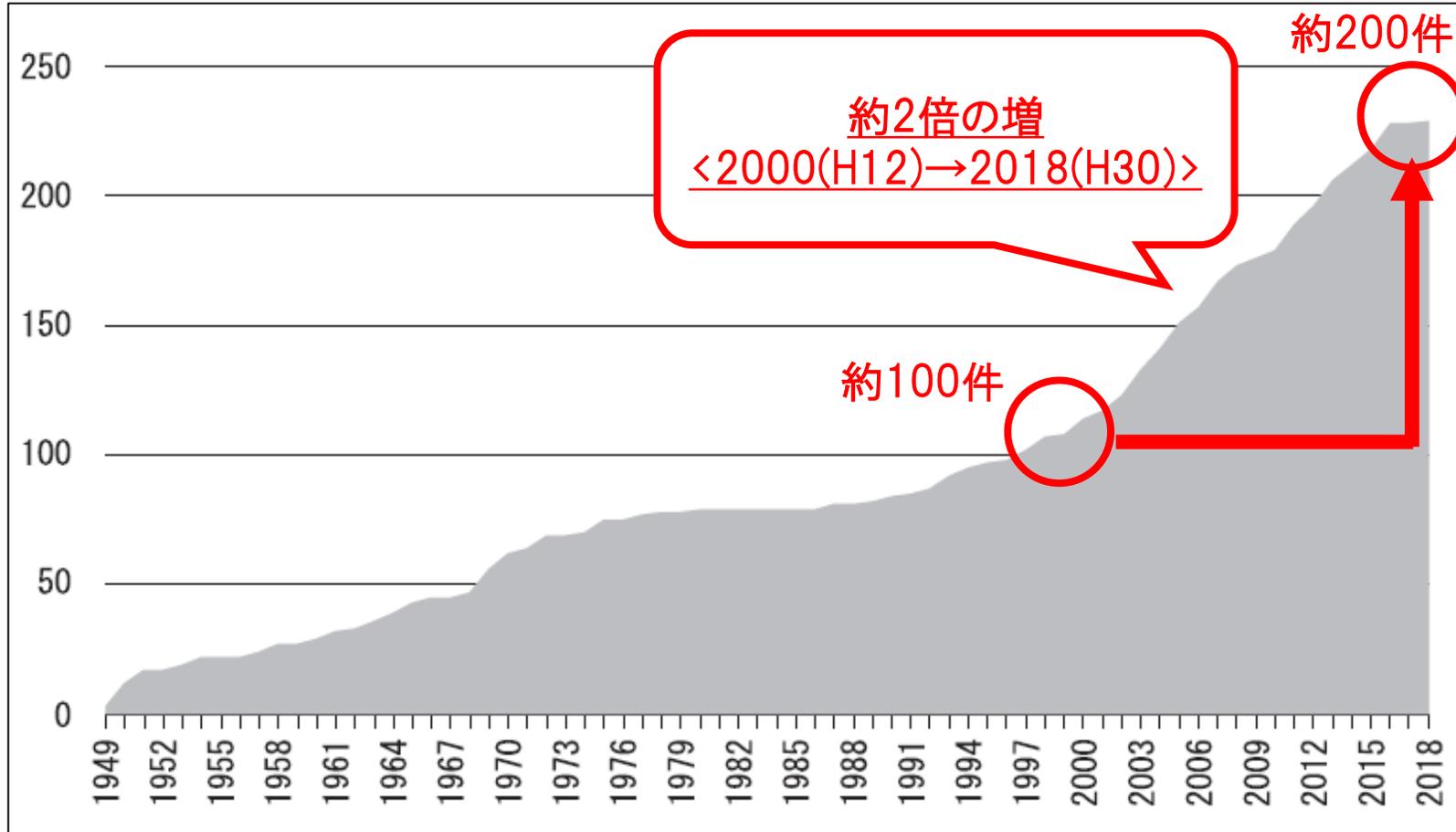
- ◆ 263法律において、390件計画等の策定が規定。(策定主体別では都道府県293件、市町村211件)
- ◆ 計画策定の件数が増加している。



※令和02年02月19日 第2回地方分権改革の推進に向けた研究会 事務局資料より抜粋し、矢印等の図形を追記

1-2 市町村計画策定数について②

- ◆ 法律で市町村に求められている計画数の推移。
- ◆ 市町村に求められている計画数でも増加傾向となっている。



今井照 「計画」による国一自治体間関係の変化 『自治総研』通巻477号(2018年7月号)56ページの図表を加工
※ただし、上記図表は見逃し・誤読の可能性があり、座員艇的な集計図表との著者注記あり。